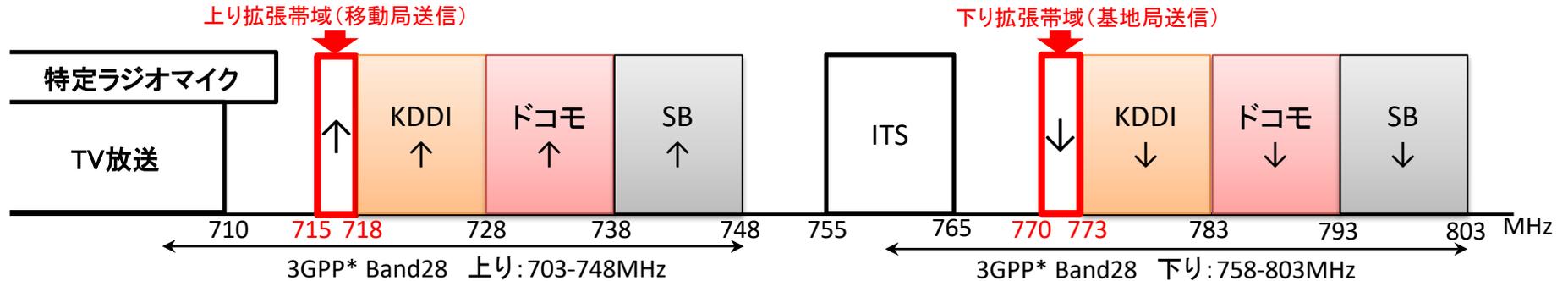


1. 背景

- ✓ 情報通信審議会は、携帯電話用周波数の需要拡大に対応するため、令和4年11月から狭帯域LTE-Advancedの技術的条件について検討を実施。総務省は、令和5年6月、情報通信審議会から「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「狭帯域LTE-Advancedシステムの技術的条件」について一部答申を受けた。
- ✓ これを踏まえ、狭帯域LTE-Advancedシステム導入に向けた制度整備(①700MHz帯携帯電話用周波数の拡張、②チャンネル間隔3MHzの追加、③700MHz帯拡張に伴う指定無線設備の周波数変更等)を行うため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等を作成。

2. 改正の概要

① 700MHz帯携帯電話用周波数の拡張



*3GPP(3rd Generation Partnership Project): 4G・5G等の移动通信システムの仕様の検討・策定を行う国際標準化プロジェクト

② チャンネル間隔3MHzの追加

周波数帯		700MHz帯・1.7GHz帯	800MHz帯・900MHz帯
チャンネル間隔	基地局	<u>3MHz</u> *1, 5MHz, 10MHz, 15MHz, 20MHz	<u>3MHz</u> , 5MHz, 10MHz, 15MHz
	移動局	<u>3MHz</u> *2, 5MHz, 10MHz, 15MHz, 20MHz (LTE-A) 1.08MHz(eMTC) *2, 180kHz(NB-IoT) *2	<u>3MHz</u> , 5MHz, 10MHz, 15MHz (LTE-A) 1.08MHz(eMTC) , 180kHz(NB-IoT)

*1 770MHz-773MHzにおいては、3MHzのみ利用可能。 *2 715MHz-718MHzにおいては、3MHz, 1.08MHz, 180kHzのみ利用可能。

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等について

③ 700MHz帯拡張に伴う指定無線設備の周波数変更等

・ 電波法施行規則第51条の2の2(指定無線設備)

法第102条の13第1項で規定する「指定無線設備」(不法無線局としての使用が多い無線機器)の具体的な種別と周波数を指定。

① 市民ラジオ(26.1MHz～28MHz)

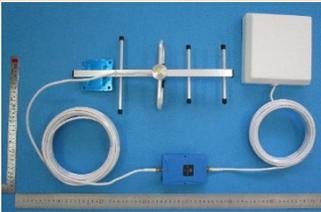
② アマチュア無線(144MHz～146MHz、430MHz～440MHz)

③ 携帯電話中継装置

(718MHz～748MHz, 773MHz～803MHz, 815MHz～845MHz, 860MHz～890MHz, 900MHz～915MHz, 945MHz～960MHz, 1,427.9MHz～1,462.9MHz, 1,475.9MHz～1,510.9MHz, 1,710MHz～1,785MHz, 1,805MHz～1,880MHz, 1,920MHz～1,980MHz, 2,110MHz～2,170MHz)

④ パーソナル無線(889MHz～911MHz)

・ 今回の改正点

			
①市民ラジオ	②アマチュア無線	③携帯電話中継装置	④パーソナル無線
➤ 変更なし	➤ 変更なし	➤ 携帯電話用周波数拡張に伴い、指定周波数を一部変更 718MHz ～748MHz, 773MHz ～803MHz… 変更 715MHz ～748MHz, 770MHz ～803MHz…	➤ パーソナル無線は既に制度が終了しており、新規免許の取得が不可能 ➤ 販売時に無線局免許の取得が必要であることを説明する必要がある「指定無線設備」から 削除

○ 参考条文 (電波法第102条の13、102条の14)

第102条の13 総務大臣は、第4条の規定に違反して開設される無線局のうち特定の範囲の周波数の電波を使用するものが著しく多数であると認められる場合において、(略) 特定不法開設局の数を減少させることが容易でないと認めるときは、総務省令で、その特定周波数無線設備を特定不法開設局に使用されることを防止すべき無線設備として指定することができる。

2・3 (略)

第102条の14 前条第1項の規定により指定された特定周波数無線設備の小売を業とする者は、指定無線設備を販売するときは、契約を締結するまでの間に、その相手方に対して、当該指定無線設備を販売する当該指定無線設備を使用して無線局を開設しようとするときは無線局の免許等を受けなければならない旨を、告げ、又は総務省令で定める方法により示さなければならない。

2 (略)